

第 212 回 総 会

南 部 町 農 業 委 員 会 会 議 録

令和 5 年 2 月 10 日開催

南 部 町 農 業 委 員 会

第 212 回南部町農業委員会総会会議録

1. 開会年月日 令和 5 年 2 月 10 日（金） 午後 2 時 00 分

2. 閉会年月日 令和 5 年 2 月 10 日（金） 午後 2 時 19 分

3. 開催場所 南部町役場

4. 出席委員（14 人）

会長	4 番	中 村 文 男	
会長職務代理	9 番	川守田 雄 一	
委員	1 番	佐々木 正 義	2 番 石 橋 薫
	3 番	夏 坂 元一朗	5 番 夏 堀 健 一
	6 番	梅 内 道 子	7 番 山 田 憲 幸
	8 番	堀 内 重 男	10 番 佐々木 一 雄
	11 番	佐々木 徳 志	12 番 三 浦 恵美子
	13 番	赤 石 敏 文	15 番 河守田 雄 一

5. 欠席委員（2 人） 14 番 高 橋 勝 敏 16 番 工 藤 信 仁

6. 会議書記

事務局長	野 月 正 治
主幹	小田原 孝 治
総括主査	佐 藤 弓 孔

7. 会議日程

日程第 1	会議録署名委員の指名
日程第 2	会期の決定
日程第 3	諸般の報告
日程第 4	報告第 1 6 号 貸貸借合意解約書の受理について
日程第 5	報告第 1 7 号 使用貸借合意解約書の受理について
日程第 6	議案第 3 6 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
日程第 7	議案第 3 7 号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について
日程第 8	議案第 3 8 号 贈与税の納税猶予及び不動産取得税の徴収猶予に関する証明（農業経営）について
日程第 9	議案第 3 9 号 引き続き農業経営を行っている等の証明（農業経営）について

事務局長 中村会長	出席予定の委員がおそろいですので、総会を開催したいと思います。 はじめに、始礼を行います。 ・起立 ・礼 ・直れ 農業委員会憲章の唱和を行います。 12 番 三浦 恵美子 委員の音頭で行います。 よろしくお願いします。 (全員、憲章を唱和)
中村会長 事務局長	ご着席ください。 ただいまから第 212 回南部町農業委員会総会を開会いたします。 はじめに、中村会長より、ごあいさつをお願いいたします。
中村会長 事務局長	「あいさつ」 本日、14 番 高橋 勝敏 委員・16 番 工藤 信仁 委員から欠席の旨の連絡がありました。 出席委員は 16 名中 14 名で、委員定数に達しておりますので、第 212 回総会は成立しております。 それでは、南部町農業委員会会議規則第 7 条の規定により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事の進行は中村会長をお願いいたします。 (午後 2 時 05 分)
議 長	それでは、これより議事に入ります。 本日の会議日程は、ご配布のとおりです。 日程第 1 会議録署名委員の指名を行います。 会議録署名委員は、会議規則第 16 条第 1 項の規定により、議長が指名します。 7 番 山田 憲幸 委員 8 番 堀内 重男 委員を指名いたします。 次に、日程第 2 会期の決定を議題にします。 本総会の会期は、本日 1 日にしたいと思います。 これに、ご異議ありませんか。 (異議なしの声あり)
議 長	ご異議なしと認め、会期を本日 1 日に決定いたします。 次に、日程第 3 諸般の報告をします。

小田原主幹	議 長	諸般の報告については、ご配布のとおりです。 朗読は省略します。 次に、日程第4 報告第16号「賃貸借合意解約書の受理について」を報告します。 報告の説明を求めます。 小田原主幹 報告第16号について、説明いたします。 農業経営基盤強化促進法により賃貸借をした契約について、貸付人と借受人の合意による解約書を受理したので報告するもので、1件です。 農地の所在地、地目、面積、貸付人住所、氏名及び借受人住所、氏名は報告書に記載のとおりです。 番号1番の合意解約の内容ですが、賃貸借の契約期間は令和2年3月1日から令和12年2月28日まででした。 今回、合意解約をした日、合意解約が成立した日は令和5年1月13日、土地の引き渡しの時期は令和5年1月14日で、合意解約の条件は「なし」であります。
		次に、日程第5 報告第17号「使用貸借合意解約書の受理について」を報告します。 報告の説明を求めます。 小田原主幹 報告第17号について、説明いたします。 農業経営基盤強化促進法により使用貸借をした契約について、貸付人と借受人の合意による解約書を受理したので報告するもので、1件です。 農地の所在地、地目、面積、貸付人住所、氏名及び借受人住所、氏名は報告書に記載のとおりです。 番号1番の合意解約の内容ですが、使用貸借の契約期間は令和4年4月1日から令和14年3月31日まででした。 今回、合意解約をした日、合意解約が成立した日、及び土地の引き渡しの時期は令和5年1月18日で、合意解約の条件は「なし」であります。
小田原主幹	議 長	次に、日程第6 議案第36号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。 ここでは、農業委員2番石橋 薫委員の関係している事案が含まれていますので、農業委員会法第24条の規定に基づき、議事参与の制限により当該事案の審議開始から終了まで退席をお願いします。 — 石橋委員退席 — (午後2時10分退席) 議案の説明を求めます。 小田原主幹

小田原主幹	議案第 36 号について、説明いたします。 農地法第 3 条の規定による許可申請は 7 件で、所有権の移転に関するものです。 調査内容及び詳細については、農地調査員から説明していただきます。
議 長	農地調査の結果について、説明を求めます。 三浦 恵美子 調査員
三浦調査員	12 番 三浦から説明いたします。 去る 2 月 2 日、川村農地利用最適化推進委員と南部町役場 2 階相談室において、議案第 36 号について、調査を行いましたので説明します。 農地法第 3 条第 2 項に掲げる許可できない基準の各要件について、該当・非該当を調査しました。 農地の所在、地目、面積、権利種別、譲渡人、譲受人の氏名・住所、経営面積、稼働人員は、議案書に記載のとおりです。 番号 1 番と 2 番の申請理由は、譲受人が借りていた農地を取得し引き続き営農するため申請地を取得するもので、 番号 3 番から 7 番の申請理由は、譲受人が農業経営規模を拡大するため申請地を取得するものです。 調査の結果、農地法第 3 条第 2 項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。 以上で説明を終わります。
議 長	議案第 36 号について、ご異議ありませんか。 (異議なしの声)
議 長	ご異議なしと認めます。 よって、議案第 36 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」は、原案のとおり許可することに決定いたしました。 ここで、石橋薫委員 の入室を求めます。 — 石橋委員入室 — (午後 2 時 13 分着席)
議 長	次に、日程第 7 議案第 37 号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」を議題といたします。 議案の朗読と説明を求めます。 小田原主幹
小田原主幹	議案第 37 号について、説明いたします。 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による案件は、2 件です。 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項で規定する「耕作又は養畜の事業に供すべき

議 長	農用地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる」、「耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められる」の各要件について、該当・非該当を調査しました。 農地の所在、地目、面積、利用権を設定する者、利用権の設定を受ける者の氏名・住所、経営面積は議案書に記載のとおりです。 番号 1 番の利用目的は田、期間は 5 年、10 a 当たりの賃借料は年額 5,000 円です。 番号 2 番の利用目的は畑、期間は 10 年、使用貸借による権利設定です。 以上、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。 議案第 37 号について、ご異議ありませんか。 (異議なしの声)
議 長	ご異議なしと認めます。 よって議案第 37 号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」は、原案のとおり承認することに決定いたしました。 次に、日程第 8 議案第 38 号「贈与税の納税猶予及び不動産取得税の徴収猶予に関する証明について」を議題といたします。 議案の説明を求めます。 小田原 主幹
小田原主幹	議案第 38 号について説明いたします。 贈与税の納税猶予及び不動産取得税の特例を受けている受贈者は、租税特別措置法第 70 条の 4 第 1 項の規定並びに地方税法附則第 12 条第 1 項の規定の適用を受ける農地等に係る農業経営を引き続き行っていることの承認を求めるものであります。 受贈者の氏名・住所、農地等の贈与を受けた年月日については、議案書に記載のとおりです。 番号 1 番の対象となる事由は贈与税と不動産取得税です。 番号 2 番の対象となる事由は贈与税で、番号 3 番の対象となる事由は不動産取得税です。 以上です。
議 長	議案第 38 号について、ご異議ありませんか。 (異議なしの声)
議 長	ご異議なしと認めます。 よって、議案第 38 号「贈与税の納税猶予及び不動産取得税の徴収猶予に関する証明について」は、承認することに決定いたしました。 次に、日程第 9 議案第 39 号「引き続き農業経営を行っている等の証明について」を議題といたします。 議案の説明を求めます。 小田原 主幹
小田原主幹	租税特別措置法第 70 条の規定による承認申請は 2 件であります。

	相続税の納税猶予の特例を受けている相続人は、租税特別措置法第 70 条の 6 第 1 項の規定の適用を受ける農地等に係る農業経営を引き続き行っていることの承認を求めるものであります。 番号 1 番の相続人は相続のあった平成 22 年 3 月 27 日から、番号 2 番の相続人は相続のあった平成 19 年 5 月 18 日から本日現在まで引き続き農業経営を行っていることから、承認することに問題ないと思われます。
議 長	議案第 39 号について、ご異議ありませんか。
	(異議なしの声)
議 長	ご異議なしと認めます。 よって、議案第 39 号「引き続き農業経営を行っている等の証明について」は、承認することに決定いたしました。 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。 第 212 回南部町農業委員会総会を閉会いたします。 ごくろうさまでした。 (午後 2 時 19 分) 終礼を行います。 ・起立 ・礼 ・直れ ・着席

上記のとおり、会議のてん末を記載し、相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和 5 年 2 月 10 日

南部町農業委員会会長.....

南部町農業委員会委員.....

南部町農業委員会委員.....